



島根県報

平成26年9月24日（水）

号外 第 118 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第551号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|---------|---|--------|------------------------|---------------|-----------------------------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 浜田作木線 | 邑智郡邑南町伏谷1455番1地先から同752番地先まで | 前 | メートル 8.15～ 11.00 | メートル 96.40 | 県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅 |
| | | | 後 | 17.00～ 55.10 | 96.40 | |
| 〃 | 新南陽津和野線 | 鹿足郡吉賀町柿木村椀谷725番1地先から同地先まで | 前 | 17.30～ 34.30 | 51.20 | 益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害防除工事 拡幅 |
| | | | 後 | 29.20～ 43.60 | 51.20 | |
| 〃 | 須川谷日原線 | 鹿足郡津和野町相撲ヶ原字ツエケ迫1295番3地先から同字神手671番1地先まで | 前 | 5.00～ 17.50 | 84.00 | 災害防除工事 拡幅 |
| | | | 後 | 5.00～ 43.00 | 84.00 | |

島根県告示第552号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|---|----------------|----------------|-----------------------|----|
| 県道 | 松江鹿島美保関線 | 松江市鹿島町佐陀本郷183番1地先から同43番2地先まで | メートル 184.00 | 平成26年 9月24日 | 松江県土整備事務所 | |
| 〃 | 米子伯太線 | 安来市伯太町未明64番2地先から同町安田宮内402番3地先まで | 323.00 | 平成26年 9月24日 | 松江県土整備事務所 広瀬土木事業所 | |
| 〃 | 〃 | 安来市伯太町安田宮内416番3地先から同町未明6番9地先まで | 195.00 | 平成26年 9月24日 | | |
| 〃 | 浜田八重可部線 | 浜田市旭町坂本イ787番17地先から同町都川2553番16地先まで | 260.00 | 平成26年 9月24日 | 浜田県土整備事務所 | |
| 〃 | 新南陽津和野線 | 鹿足郡吉賀町柿木村椈谷725番1地先から同地先まで | 51.20 | 平成26年 9月24日 | 益田県土整備事務所 津和野土木事業所 | |
| 〃 | 須川谷日原線 | 鹿足郡津和野町相撲ヶ原字ツエケ迫1295番3地先から同字神手671番1地先まで | 84.00 | 平成26年 9月24日 | | |